

令和7年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

1 日 時 令和8年3月5日(木) 13時30分

2 場 所 目黒区総合庁舎4階 特別会議室

3 出席者

(1) 審議委員17人(定数21人 欠席4人)

ア 被保険者代表(5人)

井出委員、小谷田委員、東郷委員、藤田委員、金澤委員

イ 療養担当者代表(4人)

渡邊委員、新津委員、酒井委員、寺田委員

ウ 公益代表(5人)

高島委員、松田委員、橋本委員、鈴木会長、岡田会長職務代行

エ 被用者保険等代表(3人)

池田委員、河久保委員、菅牟田委員

オ 欠席者(4人)

積田委員、清水委員、田辺委員、西崎委員

(2) 区 側 6人

区長、区民生活部長、国保年金課長、国保年金課管理係長、同課給付係長、同課管理係職員1名

4 議 題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

5 配付資料

(1) 令和7年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第

(2) 諮問文(写し)

(3) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

(4) 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

(5) 答申文(写し) ※会議終了時に委員に配付

6 会議次第(会議の結果と主な発言)

(1) 区長あいさつ

(2) 諮問

諮問文を区長から会長に手渡し

※諮問後、区長は所用により途中退席。

(3) 議題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

説 明：資料に基づき事務局（国保年金課長）から説明

質疑応答：以下のとおり

A 委員

医療保険の枠組みの中で、子ども・子育て支援金を徴収されることとなったが、目黒区の一人当たりの保険料のうち、子ども・子育て支援金による増加は何円程度になるのか。

事務局

令和7年度と令和8年度の差引額の10,434円のうち、5,021円が、子ども・子育て支援金による増加分となる。

A 委員

この金額は「年額」ということでよろしいか。

事務局

「年額」である。

採 決：「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

賛成者多数（全員賛成）により、原案を可とする。

(4) 答申

答申文を会長から区長（代理：区民生活部長）に手渡し

(5) 報告

報告事項：以下のとおり

- ・関係法令の改正に伴う令和8年度国民健康保険事業の主な変更点について

説 明：上記について国保年金課長から資料に沿って説明。

質疑応答：以下のとおり

B 委員

区長の挨拶の中で医療保険制度の統一についての話があったが、医療保険だけでなく、年金制度や、社会保障制度における公的扶助の仕組みなどについても、構造的な問題があると考えている。ついては、区長、部長、担当所管等から、国に対し、制度的な問題の根本的な改正を求めていってほしい。

事務局

社会保障制度は過渡期にあり、制度を持続的に運営していくためには構造的な改革が必要だと考えている。この場ですぐにどうするという事は申し上げられないが、23区でしっかりと連携して、対応していきたい。

C 委員

社会保険制度全体の在り方について、区長会が要望している医療保険制度の一本化については、財源等の問題もあり、立場上受け入れがたい部分もあるため、慎重に議

論を進めていただきたい。また、国全体の在り方を考えた場合、人口動態の問題など、現行の制度を維持していくことが難しくなっている中で、状況に見合った制度をどう考えていくかが大切だと思っている。財政、財源の問題についてもきちんと議論していただきたい。また、診療報酬が改定されることにより、医療給付費が増加することにも懸念を感じている。

国保については、セーフティネットとしての役割を十分理解していただきたい。先ほど説明があった高額療養費制度は低所得者の医療へのアクセスを守るものであり、制度の改正については、丁寧な説明をお願いしたい。

今回の諮問事項であった、子ども・子育て支援金についても、本来国が周知すべきことだが発信が弱いと感じている。難しいと思うが、区民の方に制度を正しく理解していただくような広報の仕方を工夫していただけるといいと思う。

事務局

社会保険制度については、一自治体や特別区だけの問題でなく、国の将来を左右する大きな問題であり、そういったことを踏まえ議論し、大きな方向性について考えて参りたい。すべての方が満足できるような結論を導き出すことは大変難しいが、医療保険や年金は国民の生存に関わる問題であり、じっくりと考え、検討していく必要があると思っており、皆様とも一緒に考えて参りたい。

(6) その他（事務局からの連絡事項）

次回開催予定について説明（資料なし）

次回の開催予定については、令和9年度保険料改定に伴う保険料改定に伴う条例改正事項があるため、令和9年3月初旬の開催を予定している。

以 上